

平成25年度第1回奈良県長寿医療制度懇話会概要

1. 日 時 平成25年10月18日（金）午後1時30分から午後3時30分

2. 場 所 奈良県市町村会館 2階 中研修室

3. 出席者

【委員】 仲村委員 奥田委員 八田委員 土居委員 喜多委員 西本委員
河田委員 今村委員 熊谷委員 小西委員 河合委員 水本委員
大西委員
(欠席：岩井委員)

【広域連合事務局】

中村理事 丸橋事務局長 勝井事務局次長 釜谷総務課長
仲村事業課長 木下企画・財政係長 豊田資格・給付係長
坂本保険料係長 井上総務係長
三原健康長寿共同事業実行委員会事務局次長

4. 次 第
- 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 議 事1 広域連合を取り巻く現状について
 - 4 議 事2 主な医療費適正化に向けた取組
 - 5 議 事3 その他
 - 6 閉 会

5. 会議内容

次第1 開 会

(事務局)

次第2 あいさつ

- 理事あいさつ
- 事務局より会議の取り扱いについて説明

(委員)

前回開催された懇話会において、委員の皆様から次のことについて、意見・課題をいただいております。

- ・「医療費の3要素について供給者側のデータが出ていない。年間ベースで作成できないか。」・「歯の健診を追加してほしい。保険料への影響額は？」・「ジェネリック医薬品の効果額、市町村別の効果を出せないか。」といった、ご意見・課題をいただいたところであります。これらの件についても、関係する項目で随時、説明を求めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

次第3 議事1

(事務局)

- ・広域連合を取り巻く現状について 資料1に基づき説明
- ・市町村別医療費の3要素について 参考1に基づき説明
- ・歯科健診について、国の方で動きがあり、後期高齢者の保健事業についての国の指針が平成25年度に作成されます。これを受け、平成26年度中に後期高齢者が中期計画を作成します。また、歯科健診について、国が概算要求をしています。

意見、質疑及び回答

(委員)

医療費の3要素分析についてご意見等ありますか。

(委員)

資料より推測できることは、人口の少ない地域において、特定の疾患が原因で、入院医療費が高くなっています。それ以外の大きな変化は前年と比べてもみられなかったことは、説明のとおり読み取れると思います。

ただ、病床数と実際の入院の状況について、この資料では読み取ることができません。一人当たり医療費がどうして下がったかは未確認とのことですが、項目別に費用額を見れば、どこが下がったのかが分かってくると思います。例えば、入院医療費だとすると一件当たりの入院医療費なのか平均在院日数なのかが分かれば、どの地域で下がったのかということで、奈良県全体の医療費を下げたかが分かってくると思います。

(事務局)

この3要素につきましては、まだまだ不十分であり、保険者としてこの3要素をどのように受診行動に反映させればいいのかわからない状況で、よい方法があれば教えていただきたいと思います。

(委員)

DPCを導入している病院かどうかで、在院日数の長さが違ってきていることはよく知られてきています。導入されて10年以上になるので、在院日数の違いがDPCとの関連があるとすれば、指導しやすいと思います。

(委員)

この資料については、慎重な取り扱いをお願いします。

歯科健診について、国の流れの説明がありました但何かありますか。

(委員)

歯科健診の計画について、25年中に作成されると説明がありましたが、検査項目についても作成されると理解していいですか。

(事務局)

国の指針が公表されるまでわからないが、そう理解していただいていると思います。

(委員)

検討の場には上がってきたという理解でいいと思います。

(委員)

短期証の交付について、保険料を支払っていないが、病院に行きたいという場合の対応はどうされていますか。

(事務局)

納税相談となると思いますが、保険料を納めている方と納めていない方との公平さを出すということで、滞納されている場合は、短期証となり、納付いただけるように努めるということになります。ただ、個々のケースにより窓口で十分相談をしていただいて、交付については、対応をお願いします。

次第4 議事2

(事務局)

主な医療費適正化に向けた取組について資料に基づき説明

(委員)

広域連合では、様々な取組をされているようですが、他の保険者である保険組合や市町村国保ではどのような取組をされているのか簡単にご紹介いただきたいと思います。

(委員)

医療費の適正化や健康の維持増進ということで、若いものが中心の健康保険組合なので、現在盛んになっているスポーツクラブの利用について補助を出して促進しています。独自に全組合員を対象に秋のウォーキングを2か月間実施し、1日1万歩を目標に掲げ行っています。若いうちから健康に関する意識を高めることに重点を置いています。

また、前期高齢者に対し、個別に保健指導を実施しています。

(委員)

〇〇協会けんぽの医療費の状況は全国平均より高くなっています。

協会けんぽの加入者は、後期高齢者の予備軍であり、将来、医療費が高くなっていく可能性があります。

そのような状況の中で、医療費の適正化について、レセプト点検、療養費の適正化、ジェネリック医薬品の推進等を行っています。

その他の取組事業として、奈良県と協会けんぽが健康づくりの推進について、平成23年1月に覚書を締結しています。昨年の取組として、県立医大の先生を招いて腎臓病に関する研修会を行いました。

柔整・あんま等の療養費の適正化について、協会けんぽでは全数点検を行っているが広

域連合ではどのようにされているか、教えていただきたいと思います。

(委員)

ジェネリック医薬品の差額通知について、年6回通知をしています。対象者は400人程度であり、500円以上を対象に実施しています。

柔整レセの点検について、民間委託しています。

平成25年度から保健指導の対象者を中心に月に2回～4回運動教室を実施しています。食生活の改善についても保健指導の対象者を中心に行う予定となっています。

医療費適正化の取組により、〇〇市の国保では、一人当たり医療費について、平成22年度までは、3%から4%以上の伸びがあったが、平成23年・24年度は1%程度の伸びとなっています。

(委員)

△△町も、医療費通知を年6回、ジェネリック医薬品差額通知も年3回送付しています。レセプト点検は、国保連合会に委託しています。過誤の資格点検は、町で行っています。

意見、質疑及び回答

(事務局)

柔整・あんま等の2次点検について、広域連合でも全件実施しています。

(事務局)

平成24年度の実績は、11月から実施し、柔整は、月当たり14,000件、鍼灸・あんま・マッサージは、2,600件あり、全件縦覧点検を行っています。

(委員)

歯科医師会が協力し実施している地域巡回指導の時に、パンフレットやポスター等あまり見ないという声があります。県の方から地域巡回指導の時にジェネリック医薬品について、ご説明していただければ有効と考えます。

(委員)

薬剤師会としまして、最初の頃は後発医薬品に関するパンフレット等を配っているだけであったが、最近では、その場でパンフレット等を用い説明をしています。そうするとほとんどのの方が前向きに試していただいています。

(事務局)

県では、担当職員が出向いて説明する出前講座というものがあり、健康づくり関係やジェネリック医薬品についてもこの講座を利用し、説明をしていくという方法もあります。

(委員)

ジェネリック医薬品の差額通知を300円以上の差額で送付しているが、この差額を下げ

れば、対象者も増え、幅広く周知できるのではないですか。

(事務局)

確かにPR効果はあると考えますが、広域連合としては、従来通り行っていきたいと考えています。

(委員)

ジェネリック医薬品の使用について、患者側からは言い難く、薬剤師から進めていただければと思います。

(委員)

患者が薬局に来られた時のジェネリック医薬品の利用に関する説明は、法制化されたので、薬剤師の義務として行っているはずで。

また、金額的にジェネリック医薬品に変更すればどれだけ変わるかのシュミレーションもするように現場に言っています。会員に周知徹底をしていきます。

(委員)

効果が変わらないという前提があるが、効果が変わらない薬が安い理由を理解するのが難しいと思います。ジェネリック医薬品を推進する保険者側の意見と、高い薬の方がいいという患者側の意見との接点が見つかりません。

ジェネリック医薬品への変更を考えさせる機会を増やすと同時に、既存の薬と効果が基本的には変わらないことをPRしていく必要があると思います。

(委員)

ジェネリック医薬品について、まだ十分理解されていません。薬は安いのがいいのではなく、高くても効く薬にしてしまいます。

医師も含め、薬剤師関係からもう少しPRしていただきたいと思います。

(委員)

医師を信頼し、薬を選んでいきます。

(委員)

薬の効果が変わらないという前提で、薬剤師が変更することができる制度となっています。

医師が、ジェネリック医薬品への変更の話をするとは限りません。

(委員)

効果は同じであれば、安い薬のほうがいいと思います。

(委員)

医師の先生方の意向もなしに変更することはなく、医師の判断を反映させるようになって

ています。

我々も十分説明をして、医師の意向に基づいて処方していきます。

(委員)

ジェネリック医薬品が安いから変えましょうという説明とともに、同じくらいの効果があるからという説明をお願いしたいと思います。

次第5 議事③

(事務局)

- ・その他について 資料3に基づき説明
保険料率の改定について
高齢者医療制度の今後

意見、質疑及び回答

(委員)

今年は、保険料の改定の年であり、前回は7%上がっています。

高齢者の数が増えており、医療費も上がっています。

7%を超える可能性が高いと思われます。

どの程度の率になりますか。

(事務局)

保険料の料率を出すにあたって基本としているのが、一人当たり医療給付費と被保険者数です。平成24年度は、一人当たり医療給付費が前年に比べ、-0.1%でありました。平成25年度は、2%~4%増で推移しています。75歳以上の保険料の負担が平成20年度で10%であったが、現在は、10.73%と増えているので、負担も増え、保険料の占める割合も増えてきているので、伸び率は前回程度と想定しています。

(委員)

保険料をかける側として、気持ちも察していただき、納得されて保険料をかけていただく体制を整えていただきたい。

(事務局)

保険料や医療費の適正化に向けて努力していきます。

(委員)

前回以上の上げ幅になるではと思っています。

(委員)

消費税の改定も考えて行われますか。

(事務局)

保険料の中で反映させる方向で進んでおります。

(委員)

最終的には診療報酬の改定率を乗せるようになりますか。

(事務局)

そうなると思います。

(委員)

還付金の振り込み詐欺の件についての取組はどうなっていますか。

(事務局)

広域連合にも情報が多数入ってきています。地域の安全・安心ということで、各市町村と連携を図っていきます。

(事務局)

広域連合では、保険証の郵送時の封筒に注意書きやパンフレット等で啓発を行っています。市町村に対しても、広報や防災無線等で啓発をお願いしています。

また、事例があった場合は、県内および全国に対し事例の発信を行い、警察に対しても報告をしています。

(委員)

広域連合から事例が町に来れば、広報等で掲載し、周知しています。

(委員)

民生委員としても警察と連携し周知をしているが、以前は、啓発物品もありました。

(会長)

事務局の方で、啓発物品等の提供も検討していただければと思います。

(事務局)

市町村と協議させていただきます。

次第 6 閉 会

(事務局)

今回の懇話会を平成26年1月頃の開催を予定しております。具体的な日程につきましては、決定次第連絡いたします。

以 上